

松江市告示第 499 号

松江市出産育児応援特別給付金事業実施要綱を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 27 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市出産育児応援特別給付金事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大が及ぼす出産及び育児への影響を考慮し、令和 2 年 4 月 28 日以後に出生した子どもの保護者に対し、松江市出産育児応援特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、出産及び育児に要する費用の支援を行い、もって出産及び育児を行う者の精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(支給対象児)

第 2 条 給付金の対象となる子ども（以下「支給対象児」という。）は、令和 2 年 4 月 28 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に出生した乳児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する乳児をいう。）であって、出生から第 5 条の規定により支給申請を行う日（以下「支給申請日」という。）まで継続して本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(支給対象者)

第 3 条 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、支給対象児の保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 支給申請日において本市の住民基本台帳に記録されている者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者であって、市長が給付金を支給することが相当である事情があると認める者（当該事情を証する書類の提出がある場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が死亡した場合その他支給対象者に給付金を支給することが困難又は適当でないとき市長が認める場合は、現に支給対象児を監護していると市長が認める者を支給対象者とすることができる。

(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、支給対象児1人につき10万円とし、1回限り支給する。

2 複数の支給対象者から次条に定める支給申請書の提出があったときは、先に支給申請書を提出した支給対象者に給付金を支給するものとする。

(支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和3年3月31日までに所定の支給申請書を市長に提出しなければならない。

(支給の決定等)

第6条 市長は、前条の規定により提出された支給申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、当該申請者が第3条に規定する支給対象者である場合は支給を決定し、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより給付金の支給を行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が相当と認める場合は、市長は、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込むこと以外の方法により給付金の支給を行うことができる。

(支給決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により前条の規定による給付金の支給決定を受けたときは、その支給決定を取り消し、又は既に支給した給付金の全部を返還させることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、施行日前においても、この告示に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。